

# 《 目 次 》

<b>I 計画の基本的事項</b> .....	1
1 本計画の趣旨	
2 計画のコンセプト	
3 計画の期間	
4 P D C A サイクルの推進	
<b>II 前期計画の取組結果と次期計画への課題</b> .....	3
1 前期計画の取組結果	
2 更なる安全・安心の確保に向けた課題	
<b>III 今次計画の概要</b> .....	7
1 目指す姿	
2 基本目標	
3 基本方針	
<b>IV 計画の内容（7つの方向性と20の推進項目）</b>	
「安全・安心の確保のための奈良県基本計画」の体系 .....	9
方向性1 子供を守る	
推進項目1 学校及び通学通園路等の安全の確保 .....	13
推進項目2 少年の非行・被害防止 .....	17
推進項目3 児童虐待に対する適切な対応 .....	22
方向性2 女性を守る	
推進項目4 配偶者等からの暴力事案への対策の推進 .....	27
推進項目5 ストーカー事案への対策の推進 .....	31
推進項目6 性犯罪等への対策の推進 .....	34
方向性3 高齢者、障害者を守る	
推進項目7 高齢者、障害者を見守る地域づくりの推進 .....	39
推進項目8 高齢者虐待、障害者虐待に対する適切な対応 .....	42
方向性4 外国人をはじめとした観光客等を守る	
推進項目9 訪日外国人等への適切な対応 .....	45
推進項目10 観光地における安全・安心の確保 .....	47
方向性5 犯罪が発生しやすい「場」において県民を守る	
推進項目11 特殊詐欺対策 .....	51
推進項目12 暴力団対策 .....	54
推進項目13 薬物対策 .....	57
推進項目14 テロ、サイバー空間の脅威への対処 .....	60
方向性6 道路交通の「場」において県民を守る	
推進項目15 高齢者及び子供の安全確保 .....	65
推進項目16 歩行者、自転車対策及び生活道路対策の推進 .....	68
推進項目17 交通実態等を踏まえたきめ細かな対策の推進 .....	71
方向性7 県民を守るための安全・安心の基盤の強化	
推進項目18 地域住民の自主的な取組に対する支援 .....	77
推進項目19 県民等を守るための捜査力、警察活動の強化 .....	81
推進項目20 犯罪被害者等に対する支援の促進 .....	85
安全・安心の確保のための奈良県基本計画におけるK P I 一覧	
女性の相談窓口一覧（資料）	

## I 計画の基本的事項

### 1 本計画の趣旨

治安を確保することは、直接的には、犯罪等や交通事故による被害のない、あるいはその被害に遭う不安のない生活を確保する、ということの意味ですが、より広い視野で見ると、治安が保たれ、秩序の整った社会を維持することは、家庭生活、地域貢献活動、経済活動、文化・芸術活動といったあらゆる人間の活動（さらには、これら分野に係るあらゆる行政活動）の基礎条件となっており、いわば良好な治安は社会・経済の発展の礎であるといえます。

### イメージ図



社会活動の礎となる良好な治安は、社会を構成する多様な主体がそれぞれの治安を確保するための取組をきめ細かく重層的に展開してこそ確保されることから、県民や事業者の皆様の協力が不可欠です。

安全・安心の対策全般を捉え、基本理念・方針を示し、県と警察の役割や責任の範囲を明らかにすることで、それぞれが自律した責任ある主体として治安の確保に向けた一層の連携に努めるため、平成29年4月、県と警察とが協働し、奈良県の安全・安心の確保のための大綱となる基本計画を策定しました。

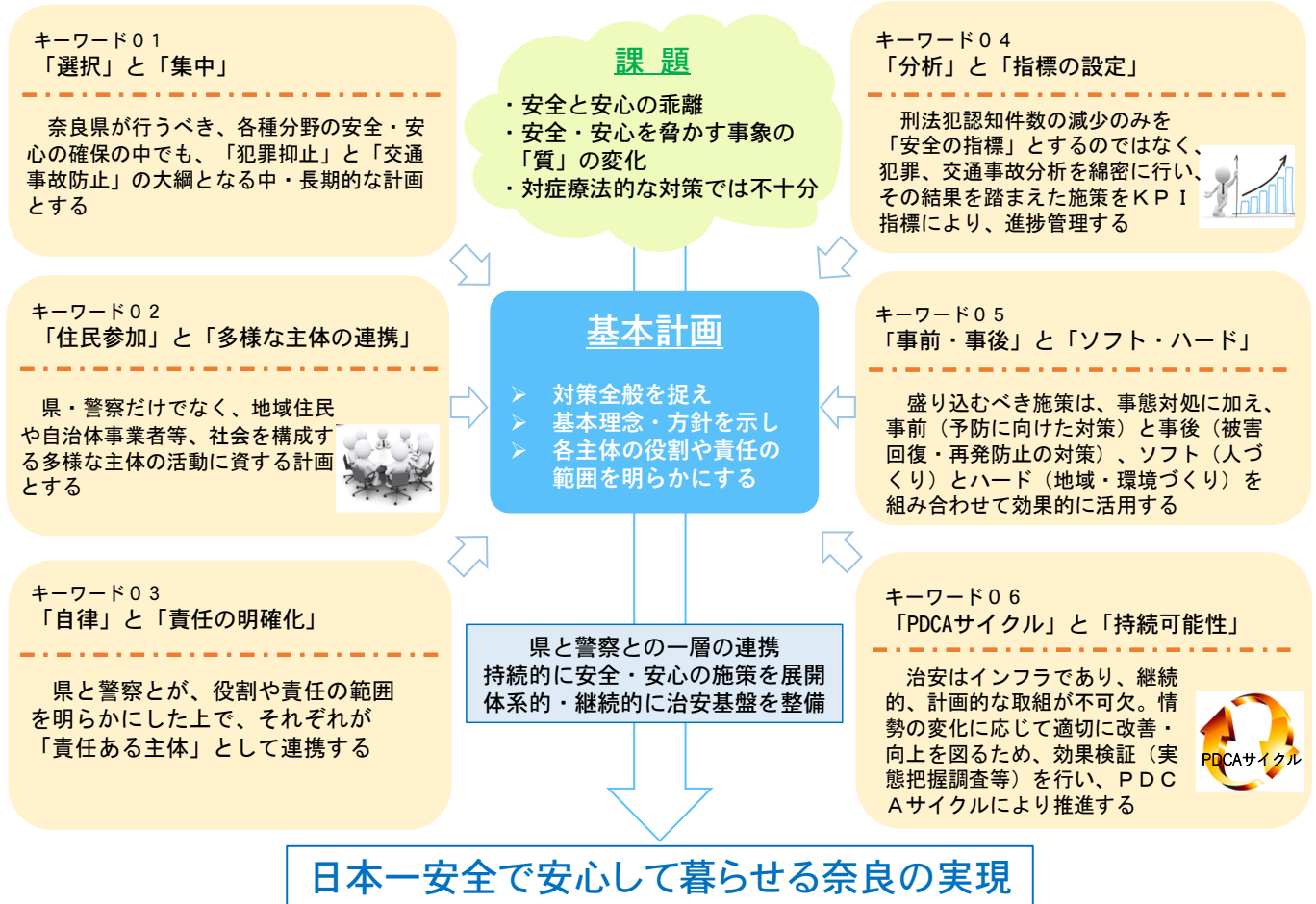
本計画に基づき、持続的な安全・安心の施策を展開し、体系的・継続的に治安基盤を整備することで、社会・経済の円滑な循環を図り、日本一安全で安心して暮らせる奈良の実現を目指しています。

今般、前期計画の期間満了に伴い、これまでの取組状況や社会情勢の変化等を踏まえ、更なる安全・安心の確保に向け、新たに今次計画を策定しました。

## 2 計画のコンセプト

計画は、6つの基本コンセプトに配慮して策定されています。

### 「基本計画」のコンセプト



## 3 計画の期間

令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

## 4 PDCAサイクルの推進

良好な治安は社会・経済の発展の礎であり、継続的・計画的な取組が不可欠です。従って、安全・安心の確保については、綿密な現状分析のもと適切にKPI指標を設定し、これに基づいて施策の進捗管理と効果検証を行い、マネジメントサイクルを推進します。

また、情勢の変化に応じて適切に改善・向上を図る必要があることから、原則5年毎に計画内容を見直すとともに、計画期間内であっても必要に応じて計画の見直しを行います。

## Ⅱ 前期計画の取組結果と次期計画への課題

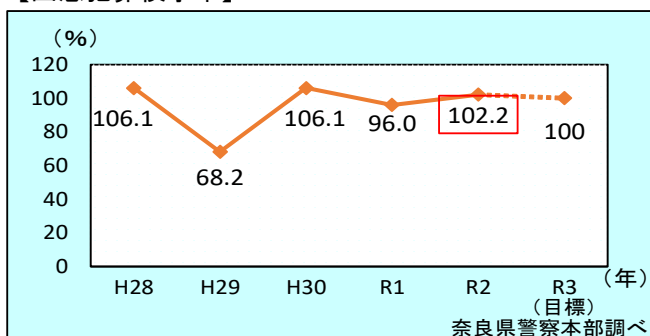
### 1 前期計画の取組結果

前期計画では、「日本一安全で安心して暮らせる奈良の実現」に向け、3つの基本目標のもと施策を推進してきました。その結果については次のとおりです。

#### 順調に推移している基本目標

#### ① 凶悪犯罪（殺人、強盗、放火、強制性交等）の検挙率100%を目指します

【凶悪犯罪検挙率】



#### 【取組結果】

各種警察活動を強化した結果、平成30年、令和2年と凶悪犯罪の検挙率は目標の100%を達成し、令和2年は前年比6.2ポイント増加の102.2%となった。

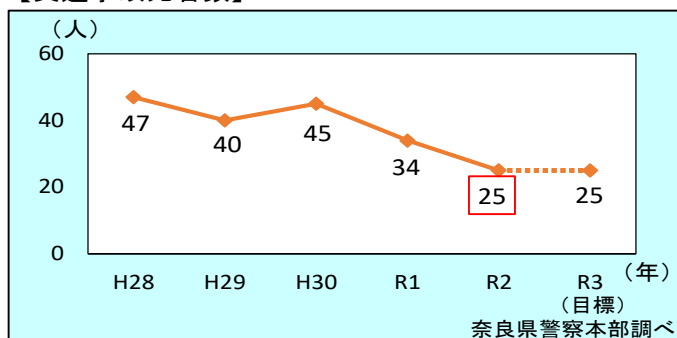
凶悪犯罪の検挙は、警察にとって当然取り組むべきものであり、また、5年間においてもおおむね達成できています。

よって、今後は目標として掲げるのではなく、「参考指標」として毎年検証していくこととします。

#### ② 交通事故による死傷者数を減少させつつ、特に交通事故死者数\*を限りなくゼロ（25人以下を目途）に近づけます

\* 交通事故発生から24時間以内に死亡した人数

【交通事故死者数】



#### 【取組結果】

分析に基づく交通事故抑止活動の推進により、交通事故死者数は平成28年から徐々に減少し、令和2年の交通事故死者数は25人となり、目標を達成

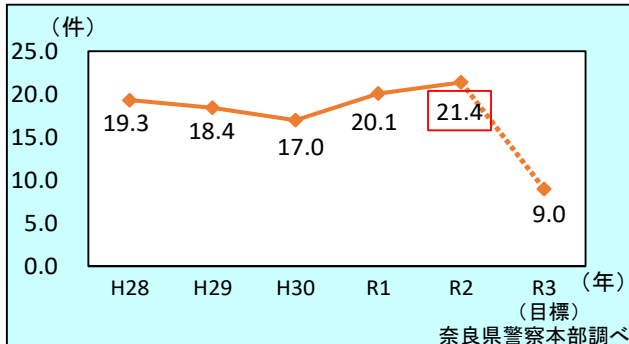
交通事故死者数については、令和2年に25人以下を達成するなど、目標については堅調に推移しています。ただし、全国的には子供が被害に遭う痛ましい事故が発生するなど、通学通園路等における子供の安全・安心の確保については、引き続き、かつ、重点的に取り組むべき課題であり、本目標は継続とします。

## 達成が見込み難い基本目標

③ 刑法犯認知件数の総数を減少させつつ、特に重要犯罪等<sup>※</sup>の発生を限りなくゼロ（犯罪発生率人口10万人あたり9.0件以下を目途）に近づけます。

※ 殺人、強盗、放火、強制性交等、略取誘拐・人身売買、強制わいせつ、特殊詐欺

【人口10万人あたり重要犯罪等認知件数】



### 【取組結果】

手口の変遷等により特殊詐欺の被害は、高齢者を中心に被害が後を絶たない。平成28年から令和2年までの間、目標値である人口10万人あたり9.0件以下の目標を達成することは出来ず、令和2年中は21.4件となり、目標値より12.4件上回る結果となった。

刑法犯認知件数が減少する中、重要犯罪等の認知件数はほぼ横ばい状態であり、引き続きそれら犯罪への対策が必要です。特に、特殊詐欺の被害件数は多く、重点的に対策を進めるとともに、その他の罪種についても引き続き防犯対策を講じる必要があることから、本目標は継続とします。

## 振り返って

基本目標①②(3ページ)については、基本計画に基づいた各種施策を推進した結果、おおむね順調に推移しています。

一方で、刑法犯認知件数の総数は計画策定前の平成28年の9,307件から、令和2年には5,774件と約4割減少するなど、一定の成果がみられるものの基本目標③(4ページ)に係る情勢は非常に厳しく、重要犯罪等の認知件数は、平成28年の262件から、令和2年には284件と微増しています。これは、計画策定時から増加傾向であった特殊詐欺が、犯行手口を都度変化させながら、依然として高い水準で発生していることが要因であり、県民、特に高齢者の安全安心を脅かしています。

加えて、全国的には、通学通園路等において子供が被害に遭う重大事件や交通事故が発生していることから、引き続き、社会全体で子供を守るための取組を推進することが重要な課題となります。

そのため「交通事故による死傷者数を減少させつつ、特に交通事故死者数を限りなくゼロ(25人以下を目途)に近づけます」及び「刑法犯認知件数の総数を減少させつつ、特に重要犯罪等の発生を限りなくゼロ(犯罪発生率人口10万人あたり9.0件以下を目途)に近づけます」については、次ページの「更なる安全・安心の確保に向けた課題」を中心に据えながら、日本一安全で安心して暮らせる奈良の実現に向けた目標として、数値目標を再設定の上、引き続き取り組みます。

なお、「凶悪犯罪(殺人、強盗、放火、強制性交等)の検挙率100%を目指します」については、目標としては設定しないものの、参考指標として、進捗状況を毎年検証していきます。

## 2 更なる安全・安心の確保に向けた課題

### ① 通学通園路等における子供の交通事故防止と犯罪被害防止

#### 子供が被害に遭った重大事件・交通事故

##### ① 奈良県内

- ・平成9年5月 月ヶ瀬村女子中学生略取殺人事件
- ・平成16年11月 奈良市女子児童誘拐殺人事件
- ・平成27年7月 香芝市女子児童誘拐事件

##### ② 全国

- ・平成24年4月 京都府亀岡市 無免許運転による登校中児童等の死傷事故
- ・平成30年5月 新潟県新潟市 下校中の女子児童誘拐殺人事件
- ・令和元年5月 滋賀県大津市 園外移動中の園児の死傷事故

#### これまでの対策

○見守り活動の強化→ボランティア団体数の増加：838団体、43,264人

(うち青色防犯パトロール関係：210団体、989台、4,118人)※R2.12月末現在

○通学通園路等の合同点検の実施→平成24年の緊急合同点検で対策が必要とされた

1,341箇所のうち、1,331箇所の対策を完了※R3.3月末現在

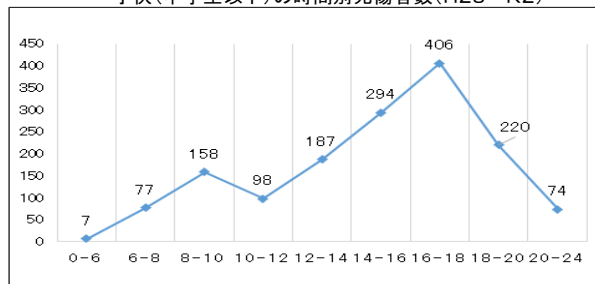
○「登下校防犯プラン」の推進→県内34市町村で「地域連携の場」を構築※R3.4月末現在

#### 現状分析

○ 令和3年6月に千葉県八街市において飲酒運転による下校中児童の死傷事故が発生しています。

○ 奈良県内の交通事故を分析すると子供(中学生以下)の時間別死傷者数は16時から18時までが最多となっています。

子供(中学生以下)の時間別死傷者数(H28～R2)



#### 今後の課題

これまで、子供が被害に遭う事故や事件の発生を受け、再発防止に向けた取組を進めてきました。特に、奈良県では、平成16年に発生した奈良市における女子児童誘拐殺人事件を受け、学校、行政、家庭、地域で子供の安全を守る取組が一層強化され、青色防犯パトロールなどの防犯ボランティア団体数が増加するなど自主防犯の意識が高まりました。

また、平成24年に発生した京都府亀岡市における登校中児童等の死傷事故を受け、通学路に対する緊急点検を行い、奈良県内の危険箇所については、ほぼ対策を終えるなど、交通安全対策にも取り組んできました。

しかしながら、全国では子供が被害に遭う痛ましい事故や事件は発生しています。令和3年6月に千葉県八街市で発生した飲酒運転による下校中児童の死傷事故を受け、奈良県においては、県・県教育委員会・警察本部等による「奈良県通学路等安全対策推進会議」を設置し、通学通園路の安全総点検及び改善策の検討等を行うほか、通学通園路等のデジタルマップに危険箇所等を示した「見える化資料」を活用して安全対策を推進するなど、通学通園路等における子供の被害ゼロに向けた交通事故防止と犯罪被害防止を図っていく必要があります。

## ② 特殊詐欺の未然防止対策

### これまでの対策

- 水際における被害防止→金融機関職員による声かけやATM利用限度額の引き下げ等
- 防犯機能付き電話の普及促進→県内25市町村で普及促進に向けた補助事業等を実施  
(うち15市町村は地区防犯協議会と連携した事業)※R3.10月末現在
- 犯行グループの検挙→特殊詐欺捜査室の設置による検挙の強化  
(検挙人員47名、検挙件数138件 ※R2年中)

### 現状分析

#### ① 奈良県の情勢等

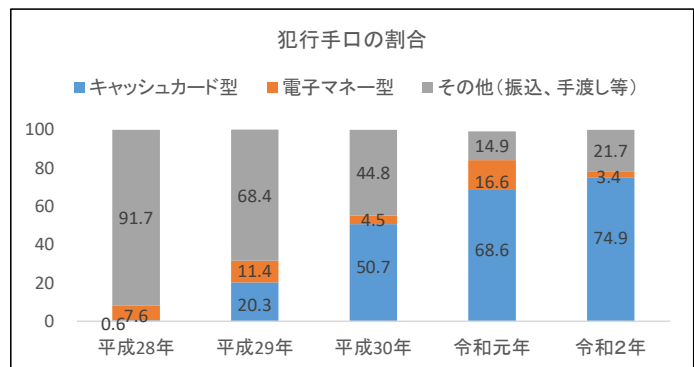
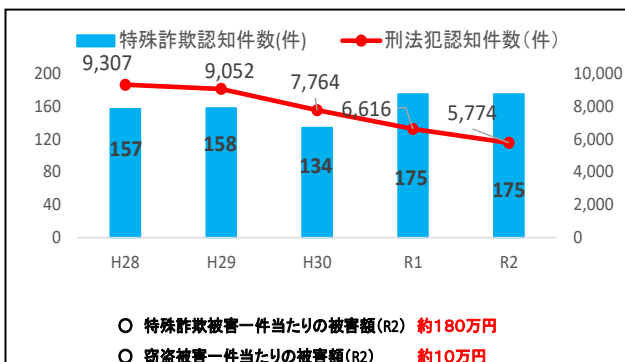
全刑法犯の認知件数は減少していますが、特殊詐欺の認知件数は高止まりで、一件あたりの被害額も甚大となっています。

#### ② 犯行手口の変遷

これまでは、振込や手渡しによる犯行が多かったが、平成30年以降、キャッシュカード型による犯行が半数以上を占めており、変遷する手口への対応と犯人からのアプローチ手段である固定電話への対策が必要と言えます。

#### 【発生状況等】

#### 【犯行手口の推移】



### 今後の課題

前期計画が制定された平成28年当時、特殊詐欺の大半がオレオレ詐欺に代表されるいわゆる手交型であり、電話でだまされた高齢の被害者が自ら金融機関へ赴き、多額の預貯金を引き出して、犯人に手交する(奪われる)といった態様が主でありました。

そのため、警察と金融機関が連携し、「高額出金時の通報依頼」「金融機関職員による声掛け」「利用限度額の引下げ」を実施するなど、水際における被害防止対策のほか、犯行グループの検挙を徹底してきました。

しかしながら、犯行グループは、そういった水際対策をかいくぐり、確実に現金を手にするため、電話を架けて騙した高齢者宅に赴き、直接キャッシュカード等を受け(盗み)取り、自らの手で現金を引き出すなど手口を周到に変遷させています。

県や警察では、それらに対応する被害防止対策を一層推進するため、高齢者を含む幅広い世代に対して、「具体的な手口を知ること」「誰かに相談すること」等と呼び掛けるといったよりきめ細やかな働き掛け、及び犯人からのアプローチ手段である固定電話を物理的に遮断する防犯機能付き電話の普及促進を更なる施策として取り組んでいく方針です。

今後も、発生状況等を詳細に分析することにより、未然防止対策や検挙を徹底し、特殊詐欺を含む重要犯罪等の発生を限りなくゼロに近づけることを目指します。

### Ⅲ 今次計画の概要

#### 1 目指す姿

今次計画においても、目指す姿を「日本一安全で安心して暮らせる奈良の実現」とし、2つの基本目標と基本方針となる7つの方向性と20の推進項目に取り組みます。

## 目指す姿

# 日本一安全で安心して暮らせる奈良の実現

#### 2 基本目標

次ページに掲げる基本方針に係る施策の展開を推進し、重層的に防護策を重ねることによって、子供・女性・高齢者をはじめとする全ての県民が、犯罪やトラブル、交通事故等の安全・安心を脅かす事象の被害に遭い、命を落とすなどの最悪の事態に遭うことを未然に防止することを目指し、その成果として達成すべき以下の2点を基本目標として掲げます。

## 基本目標

① 刑法犯認知件数の総数を減少させつつ、特に重要犯罪等<sup>※</sup>の発生を限りなくゼロ（犯罪発生率人口10万人あたり6.3件以下を目途）に近づけます

※ 殺人、強盗、放火、強制性交等、略取誘拐・人身売買、強制わいせつ、特殊詐欺

② 交通事故による死傷者数を減少させつつ、特に交通事故死者数<sup>※</sup>を限りなくゼロ（20人以下を目途）に近づけます

※ 交通事故発生から24時間以内に死亡した人数

【参考指標】（毎年その進捗状況を確認）

※ 凶悪犯罪（殺人、強盗、放火、強制性交等）の検挙率100%



### 3 基本方針

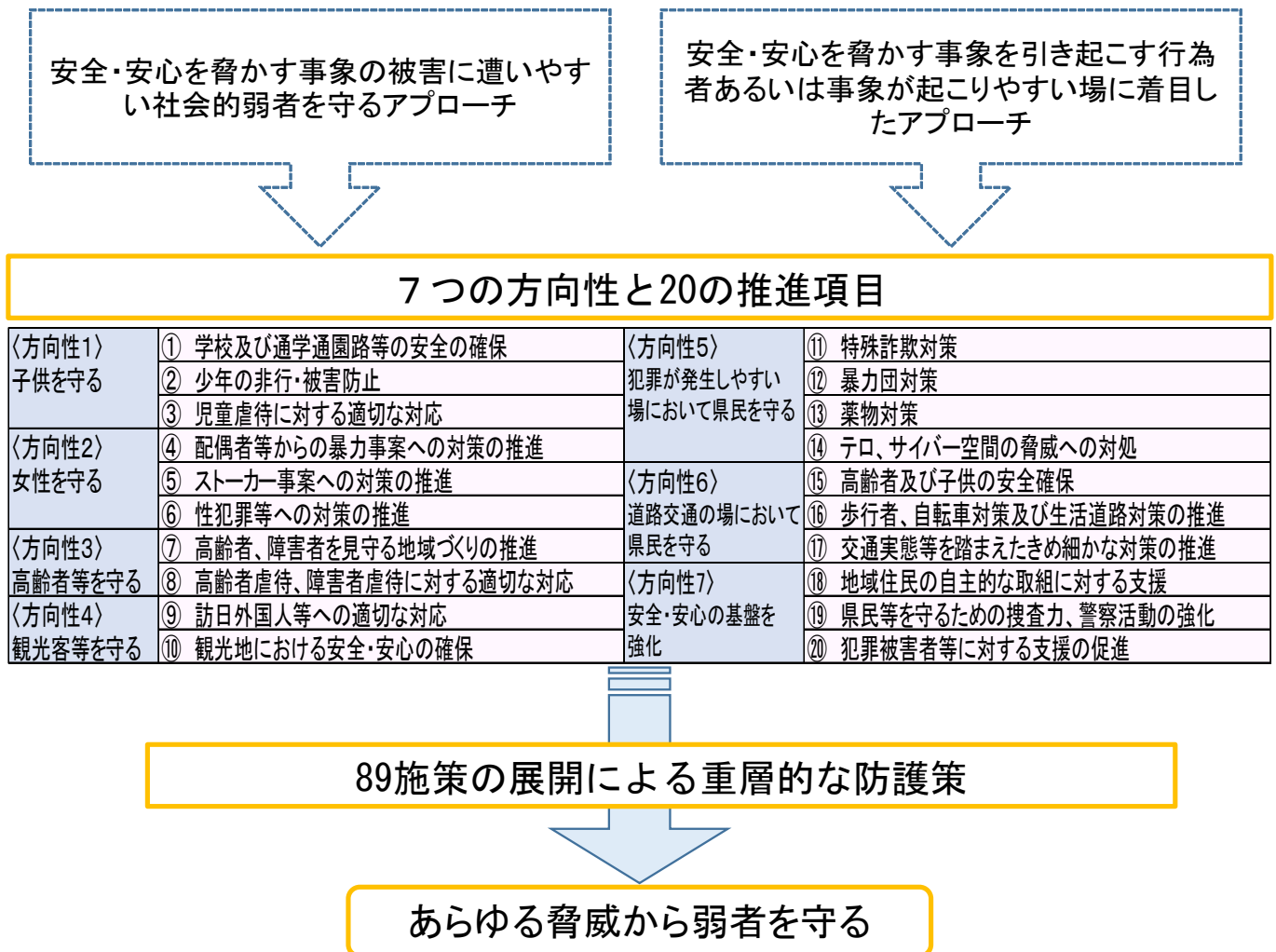
事件と事故は、故意と過失という違いはあるものの、危険発生のメカニズムは同じであり、行為者がいて、その行為が社会の防護策をくぐり抜けることにより発生します。

そのため、抑止のための仕組みも同じであり、今次計画においても、

- ① 安全・安心を脅かす事象の被害に遭いやすい社会的弱者を守るアプローチと、
- ② こうした事象を引き起こす行為者あるいは、こうした事象が起これやすい場に着目したアプローチ

の2つの観点から、7つの方向性と20の推進項目を選定しました。

引き続き、今次計画で選定した推進項目から、89の施策を展開することによって重層的に防護策を重ね、あらゆる脅威の未然防止を図っていきます。



# 「安全・安心の確保のための奈良県基本計画」の体系

県と警察とが協働して、重点的に取り組む7つの方向性、20の推進項目

方向性1 子供を守る	子供が安全で安心して、健やかに学校、家庭、地域で育つ	
	推進項目1 学校及び通学通園路等の安全の確保	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 学校における安全体制の構築と安全教育の推進</li> <li>2. 学校周辺の安全な環境の整備と、地域における見守り活動の推進</li> <li>3. 不審者情報等の迅速な把握と提供</li> <li>4. 警察の警戒活動等の強化及び犯罪発生時の迅速的確な活動</li> </ol>
	推進項目2 少年の非行・被害防止	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. インターネット利用に係る非行及び犯罪被害防止対策の推進</li> <li>2. 有害環境への適切な対応</li> <li>3. 薬物乱用対策の推進</li> <li>4. 不良行為及び初発型非行の防止</li> <li>5. 再非行の防止</li> <li>6. いじめ・暴力行為等の問題行動への対応</li> <li>7. 青少年の福祉を害する犯罪被害の防止</li> </ol>
推進項目3 児童虐待に対する適切な対応	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 虐待の実態把握と要因分析</li> <li>2. 子供と家庭を見守る県民の意識づくり</li> <li>3. 虐待の予防と早期の対応</li> <li>4. 虐待を受けた子供のケアと家庭への支援</li> <li>5. 子供と家庭を支援する体制の整備</li> </ol>	
方向性2 女性を守る	女性に対する暴力の予防と被害回復を進め、その根絶を目指す	
	推進項目4 配偶者等からの暴力事案への対策の推進	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 配偶者等からの暴力を許さない社会づくりのための推進体制の整備</li> <li>2. 配偶者等からの暴力を許さない意識の醸成</li> <li>3. 被害者が安心して相談できる体制の整備</li> <li>4. 被害者の迅速安全な保護</li> <li>5. 被害者の自立を支援</li> </ol>
	推進項目5 ストーカー事案への対策の推進	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. ストーカー事案に対応する体制等の整備</li> <li>2. 被害者等の一時避難等の支援</li> <li>3. 被害者情報の保護</li> <li>4. 被害者等に対する情報提供等</li> <li>5. ストーカー予防のための教育等</li> <li>6. 加害者に対する取組の推進</li> </ol>
推進項目6 性犯罪等への対策の推進	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 性犯罪等への的確な対応</li> <li>2. 被害者への支援・配慮等</li> <li>3. 未然防止に向けた取組の推進</li> </ol>	
方向性3 高齢者、障害者を守る	高齢者、障害者が安全・安心に暮らすことができる	
	推進項目7 高齢者、障害者を見守る地域づくりの推進	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 高齢者、障害者に対する直接の取組</li> <li>2. 地域福祉を担う人材や機関等を介しての取組</li> <li>3. 高齢者、障害者の消費者被害防止のための見守り活動の充実</li> <li>4. 地域コミュニティの再構築に向けた取組</li> <li>5. 成年後見制度の普及促進</li> <li>6. 認知症高齢者等の行方不明対策</li> </ol>
推進項目8 高齢者虐待、障害者虐待に対する適切な対応	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 虐待の未然防止</li> <li>2. 虐待の早期発見・早期対応</li> <li>3. 養護者の支援</li> <li>4. 関係機関の連携・協力による支援体制の構築</li> </ol>	
方向性4 外国人をはじめとした観光客等を守る	外国人をはじめとした観光客等が安全・安心に訪れることができる	
	推進項目9 訪日外国人等への適切な対応	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 日本語を解さない外国人観光客とのコミュニケーションの円滑化</li> <li>2. 安全で安心して訪れることができる基盤の整備</li> <li>3. 日本の制度・手続、マナー・ルール等を分かりやすく情報発信</li> <li>4. 災害等に備えた観光案内所の機能強化</li> <li>5. 中長期的に滞在する外国人の安全・安心の確保</li> </ol>
推進項目10 観光地における安全・安心の確保	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 人出が多く見込まれるイベントにおける安全・安心の確保</li> <li>2. 山岳遭難防止対策の推進</li> <li>3. 文化財の保護</li> </ol>	

方向性5 犯罪が発生しやすい「場」において県民を守る	県民の安全・安心を脅かす脅威に対して的確に対応する	
	推進項目11 特殊詐欺対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 高齢者等の消費者被害防止のための見守り活動への情報提供の推進</li> <li>2. 防犯機能付き電話の普及促進</li> <li>3. 官民一体となった被害防止対策の推進</li> <li>4. 警察の総力を挙げた取締活動の推進</li> </ul>
	推進項目12 暴力団対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 暴力団、関係者に対する取締り強化と厳正な処分の促進</li> <li>2. 暴力団排除活動の推進</li> <li>3. 保護対策等の強化</li> <li>4. 暴力団構成員の離脱促進及び社会復帰対策の推進</li> </ul>
	推進項目13 薬物対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 啓発強化と規範意識向上による薬物乱用未然防止の推進</li> <li>2. 薬物乱用者に対する治療・社会復帰の支援及びその家族への支援の充実強化による再乱用防止の徹底</li> <li>3. 薬物密売組織の壊滅、末端乱用者に対する取締りの徹底等</li> </ul>
	推進項目14 テロ、サイバー空間の脅威への対処	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. テロに強い社会の実現</li> <li>2. サイバー空間の安全・安心の確保</li> </ul>
方向性6 道路交通の「場」において県民を守る	交通事故死者数を限りなくゼロにする	
	推進項目15 高齢者及び子供の安全確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 年齢層に応じた効果的な交通安全教育の推進</li> <li>2. 高齢運転者対策の充実等</li> <li>3. 地域ぐるみの交通安全対策の推進</li> </ul>
	推進項目16 歩行者、自転車対策及び生活道路対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 歩行者・自転車利用者の交通ルール遵守とマナー向上の促進</li> <li>2. 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備</li> <li>3. 安全で快適な自転車利用環境の整備</li> <li>4. 悪質性、危険性、迷惑性の高い駐車違反に対する取締りの強化</li> </ul>
	推進項目17 交通実態等を踏まえたきめ細かな対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 効果的な交通規制及び交通安全施設等の整備事業の推進</li> <li>2. シートベルト・チャイルドシートの正しい着用の徹底</li> <li>3. 交通事故実態の分析結果等を踏まえた交通指導取締り及び悪質・危険運転者対策の推進</li> <li>4. 交通事故事件等に係る適正かつ緻密な捜査の一層の推進</li> <li>5. 被害者支援の充実と推進</li> </ul>
方向性7 県民を守るための安全・安心の基盤の強化	安全・安心を確保するための基盤を計画的、持続的に整備する	
	推進項目18 地域住民の自主的な取組に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 人的支援の強化</li> <li>2. 財政的・物的支援の充実</li> <li>3. 防犯カメラの設置促進</li> <li>4. 情報提供の推進</li> <li>5. 教育・啓発の推進</li> </ul>
	推進項目19 県民等を守るための捜査力、警察活動の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 司法制度改革への対応</li> <li>2. 捜査力の強化</li> <li>3. 科学技術の活用</li> <li>4. 事件・事故への対応</li> <li>5. 交番・駐在所の機能強化</li> </ul>
	推進項目20 犯罪被害者等に対する支援の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 経済的な支援への取組</li> <li>2. 心身に受けた影響からの回復への取組</li> <li>3. 安全の確保への取組</li> <li>4. 居住及び雇用の安定への取組</li> <li>5. 支援等のための体制整備への取組</li> <li>6. 県民の理解と協力の確保</li> </ul>

